

Del Rosario & Del Rosario 作成メモ

フィリピン Zambales 州による Provincial Coastwatch Environmental Monitoring System User Fee の徴収について

フィリピン Zambales 州にて”Provincial Coastwatch Environmental Monitoring System User Fee”の徴収を強制化する条例 No.28 Series of 2015 が出され、同州領海を航行する又は寄港する船舶にとって懸念の対象となっている。2015 年 8 月以降、多数の船主が既に同州政府から請求を受けている。

条例は、フィリピン領海における廃棄物の海洋投棄を防止し、対象エリアにおける外国船(中国漁船等)の侵入を監視することを目的としたものと考えられる。また、条例は内外航船いずれにも適用され、事故防止と環境規制の監督・遵守も意図していると思われる。当該条例の概要は以下の通り。

- 条例は「船舶を所有、賃貸、管理、運航する全ての人又は企業」に適用される。
- 対象エリアは沿岸より 15km から 100km までの Zambales 領海(西フィリピン海)。
- 国際航路標識協会(IALA、80 か国以上が加盟)は沿岸監視サービスを利用する船舶に対して「利用者負担原則」を導入している。同原則は本条例でも採用されている。
- 沿岸監視システム利用に対する費用及び料金は IALA の利用者負担原則に該当し、法律で規定される通常の運航費用・料金に含まれる。

- 料金は以下の通り。
 - 客船以外の外国籍船 : USD0.0358 per GT
 - 外国籍の客船 : USD0.041 per GT
 - 外国籍の漁船 : USD8.25 per GT
 - その他の外国籍船 : USD12.57 per GT

バージ : USD6,325 (年間)
 電動石炭/鉍石輸送船: USD7,725 (年間)

内航船もより低額ではあるが徴収対象となる。

- Zambales 州諸港に寄港する船舶は、猶予期間内に適切な費用・料金の支払いがなされない場合、支払いがなされ管理局によるクリアランスが出されるまで出港を認めない。
- Zambales 州を代理して費用・料金を徴収するために Xanatos Philippines Corporation(同社はカナダ企業 Xanatos Marine, Ltd.の子会社である)を任命。

- **Zambales** 州諸港に寄港する 45 馬力以上のエンジン又はボイラーを搭載している船舶には **Emission Testing** 要求も課される。認定 **Emission Testing Center** より発行される排出遵守証書 (**Certificate of Emission Compliance**)は 12 か月間有効。

条例の文言からは、条例が **Zambales** 州諸港に寄港する船舶にのみ適用されるのか、あるいは単に同州の領海を航行するだけの船舶にも適用されるのか不透明である。後者の場合、条例は国際法/条約で定められた船舶の無害通航権を侵害するものと見なされる可能性がある。当該条例は **IALA** の利用者負担原則を採用している他国の規則を模倣して策定されたものようである。

現在、現地当局に条例の適用範囲等について確認を行っている。また、当局との協議材料とすべく同様の規則がある他国のコレスポンデントから情報を収集している。

条例の適用範囲について進展あり次第報告する。

以上